

相続預金等残高証明書発行依頼書

兼預金口座振替依頼書

番号札

旭川信用金庫あて

(取扱店) (発行店)

ご依頼日

年 月 日

1. 被相続人（お亡くなりになられた方）についてご記入ください。

フリガナ			
被相続人名			
被相続人の 生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	

2. 相続人等についてご記入ください。

被相続人 との関係	☐ 相続人（配偶者・子・親・兄弟姉妹・その他〔 〕） ☐ 遺言執行者 ☐ 相続人の代理人 ☐ その他（ ）		
依頼者住所	(〒 -) (TEL - -)	実 印 印鑑照合	
フリガナ			
依頼者氏名			

3. 死亡日現在の残高証明書を発行いたします。必要事項をご記入ください。

証 明 書	証 明 事 項	
死亡日の 残高証明書	年 月 日 現在の残高	
依頼種目	全 科 目 指 定 （ 預 金 ・ 積 金 ・ 借 入 金 ・ 出 資 金 ・ 債 券 ・ 投 資 信 託 ）	
お取引店		発行部数
店		部

4. 手数料引落指定預金口座（※旭川信用金庫（以下「信用金庫」といいます。）の口座に限ります）

預金種目		口座番号		口座名義		お届け
普 通 ・ 当 座						印鑑照合
お取引店	店					
約 定		1. 預金の払い出しについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。 2. この預金口座振替について仮に紛議が生じてても、信用金庫の責めの場合を除き、信用金庫には迷惑をかけません。				

【金庫使用欄】

- ① 被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）謄本
※相続人による依頼の場合は、住民票除票、新聞の死亡記事、
葬儀記録、火葬許可証、埋葬許可証、死亡診断書も可
- ② 相続人の現時の戸籍謄(抄)本
- ③ 依頼人が相続人であることが確認できる戸籍謄(抄)本
または上記①②③に替えて認証文付き法定相続情報一覧図
- ④ 依頼人の印鑑証明書
- ⑤ 依頼人が相続人以外の場合、委任状または遺言書等の
当該代理権を証明する書類
- ⑥ 認証印字は裏面にとる

投資信託指定預金口座番号 (投資信託契約有の場合)	
------------------------------	--

※僚店取引および睡眠預金等の有無を死亡受付時の相続照会票で確認する

店 番	顧客番号	僚店取引	睡眠預金等
		有・無	有・無

手数料確認	係 印	検 印	受 付
年 月 日			